

# AI法律相談室



第4回 おさえておきたいAIによる第三者の権利侵害あれこれ

ご購入はこちら

外城法律事務所 弁護士：依田 竜典よだ たつりのり

日常生活や業務においてAIを導入する場合、開発から実際に利用するまでの各段階において、第三者の権利を侵害し、損害を与える可能性があります。法律上、どのような点に留意しなければならないのでしょうか。

## ● 責任の主体は…作った人？使った人？

当然のことながらAIは、人間のような自然人ではなく、法律上、会社のように法人格が与えられているわけではありません。現時点では、AIそのものが法律行為の主体となることができず、損害賠償義務を負うことはありません。実際に責任を負う主体としては、AIの所有者や利用者、AIを開発した製造者などが考えられます。

第三者の権利を侵害し損害を与えた場合には、AIの所有者または利用者には民法709条（不法行為）に基づく損害賠償請求、AIを開発した製造者には民法709条の他に製造物責任法3条（製造物責任）に基づく損害賠償請求をされる可能性があります。

また、著作権法などの知的財産関連法によって保護対象とされるデータを、必要な権利処理をせずに利用した場合には、差止請求（著作権法112条）や刑事責任（同法119条）を追及される可能性もあります。

さらに、取り扱うデータが不正競争防止法における営業秘密（同法2条6項）に該当し、同法における保護対象となるデータを不正に取得した場合には、差止請求（同法3条）や損害賠償請求（同法4条）をされる可能性があります。

## ● 学習用データ利用に潜む危険性

学習用データには、個人情報や知的財産関連法において保護対象となるものが含まれる場合があります。学習用データに第三者の著作物が含まれている場合には、その利用が第三者の著作物の複製（著作権法2条1項15号、同法21条）、変形、翻案（同法27条）などに該当する可能性があります。AIプログラムに読み込ませる前に、学習用データに含まれるデータについて権利処理の可否を検討し、必要に応じて権利処理を行わなければなりません。

なお、学習用データに不正競争防止法の営業秘密に該当するデータを含む場合、不正に取得したのではなく、正当に提供を受けたものであれば、その取り扱いについては製造者と提供者間の取り決めによることとなります。

## ● 生成した学習済みモデルが知財と抵触？！

AIプログラムに学習用データを読み込ませ、生成された学習済みモデルが、第三者の知的財産権と抵触する場合があります。具体例として、学習済みモデルが特許法により保護されるビジネス・モデルと一致してしまった場合などが考えられます。特許により保護されるビジネス・モデルとは、簡単に言えば、事業方法や営業方法そのものではなく、コンピュータなどを利用して実現するビジネス上のアイデアに与えられる特許のことです。

利用者は、開発契約の締結段階だけではなく、学習済みモデルの利用開始前にも、再度、第三者の知的財産権と一致・抵触していないかを確認する必要があります。第三者の知的財産権との一致・抵触の判断については、データ利用時と同じように知的財産権および法律に関する専門家への相談が望ましいです。

## ● 自律動作するAIが勝手に第三者の権利を侵害する可能性も

自律的判断を行うAIを組み込んだシステムを導入する場合、人間のコントロールを超えて、第三者の権利を侵害する可能性があります。具体例として、完全自動運転車による交通事故、第三者のプライバシー侵害、名誉毀損などが考えられます。

AIによる自動データ収集・分析により、第三者のプライバシーを暴いてしまう可能性があります。利用者においては、AIの想定される行動と侵害しうる権利の検討、侵害を防止するためのリミットなどの設定、事前の権利処理を行うことで、第三者の権利侵害を予防できます。開発するAIの種類と解決しようとする課題の分野に応じて、エンジニアや法律専門家との綿密な相談が望ましいです。

## ● AIによる生成物が権利を侵害することも

AIによる生成物が第三者の権利を侵害する場合として、既存の著作物と類似しており、著作権を侵害する場合があります。著作権侵害が成立するためには、既存の著作物の著作物を利用して作品を作出すること、つまり「依拠性」が必要になります。学習用データに第三者の著作物が含まれていた場合は「依拠性があり」と判断される可能性があります。含まれていない場合は「依拠性がない」と判断されると考えられます。